令和3年4月17日 防疫対策本部 冒頭発言

- 1 本日、新たに、栃木県那須塩原市の養豚農場2農場において、 豚熱感染が確認されました。また、そのうち1つの発生農場と 疫学関連が確認された同市の養豚農場1農場を疫学関連農場と して、全頭を疑似患畜に確定し、殺処分することとしました。
- 2 栃木県においては、一昨年12月に豚熱ワクチン接種推奨地域に設定し、昨年5月に県内全農場への初回接種を終了、その後もワクチン接種を継続していましたが、そのような中、当該農場ではワクチン接種済みの豚と未接種の豚の双方で、豚熱への感染が確認されており、極めて遺憾に思います。
- 3 これまでにワクチン接種農場で9事例が発生しているところですが、そのうち5事例は3月31日以降のわずか18日間で発生しています。そして、これらの農場ではワクチン未接種豚のみならず、ワクチン接種豚でも感染が確認されています。また、1つの豚舎に収まらず複数の豚舎での感染が確認されるなど、農場に広くウイルスが侵入していたことが判明しています。
- 4 これまでも繰り返しお伝えしてきたとおり、豚熱ワクチンを接種していても必ずしも全ての豚が免疫を獲得できるわけではなく、また、必ずしも全ての子豚に適切な時期に豚熱ワクチンを接種できるわけではありません。そのため、都道府県や生産者の方々におかれては、決してワクチンを過信せず、飼養衛生管理の徹底とともに、飼養豚の異状を確認した場合の早期通報の徹底に取り組んでいただくことが非常に重要になります。
- 5 そのため、農林水産省としては、都道府県に対して、 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底や異状豚の早期発見・早期通 報、ワクチン接種体制の整備、そして、野生イノシシにおける 豚熱発生状況の積極的な発信に取り組むよう通知し、今一度、 豚熱の発生予防の徹底を強く推進する方針です。

- 6 さらに、来週 22 日には、都道府県の家畜衛生部局の担当者 と令和3年度全国家畜衛生主任者会議を Web 開催することとし ております。会議では、今回の発生事例も含むワクチン接種農 場における豚熱発生事例について情報提供し、改めて、飼養衛 生管理及び早期通報の徹底、捕獲強化や経口ワクチン散布とい った野生イノシシ対策の着実な実施について、意見交換を行い ます。
- 7 特に、野生イノシシについては、春を迎え、これから活動が 活発化することが見込まれます。また、ポーランドでは、2014 年以降、野生イノシシ及び飼養豚の両方でアフリカ豚熱の発生 が確認されていますが、飼養豚では、春から夏にかけて再発す るというパターンが見られます。このことについては、野生イ ノシシや小動物の活動が盛んになることにより、農場にウイル スを持ち込むリスクが高まるためであるとの見解も示されてい ます。我が国においても野生イノシシや小動物の活動が活発に なることも念頭に置き、養豚農場において、より一層の厳重な 警戒が必要になります。
- 8 本日の対策本部では、今回の発生への対応等について、関係 部局で共有し、まずは、まん延防止の観点から防疫措置を迅速 かつ適切に完了すべく、栃木県との連携を密にして、国の職員 等のリエゾンや防疫作業員としての派遣、資機材の供給といっ た人的・物的支援等により、全力で協力してまいります。
- 9 私からの発言は以上になります。

以上